

奈良県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十二号

奈良県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

奈良県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年三月奈良県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「において、」を「において」に、「に、その残余の額」を「の当該残余の額その他の基金として積み立てた額の一部分」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。